

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

◇経過及び措置

- ① 3月26日（金）「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」（以下「本部会議」という。）（4月1日以降の段階的緩和措置等の実施に伴う対応）
 - ・引き続き令和2年11月10日（火）以降の利用制限継続
 - 4月18日（日）まで、夜間利用については午後9時までを自粛要請
 - ・市主催のイベント等は、4月21日（水）まで原則中止又は延期
- ② 4月16日（金）本部会議
 - ・引き続き令和2年11月10日（火）以降の利用制限継続
 - 4月21日（水）まで、夜間利用については午後9時までを自粛要請
 - ・市主催のイベント等は、4月21日（水）まで原則中止又は延期
- ③ 4月20日（火）本部会議（まん延防止等重点措置等に基づく対応）
期間：令和3年4月22日（木）～5月19日（水）まで
 - ・引き続き令和2年11月10日（火）以降の利用制限継続
 - 5月19日（水）まで、夜間利用については午後9時までを自粛要請
 - ・市主催のイベント等は、5月19日（水）まで原則中止又は延期
- ④ 4月26日（月）本部会議（まん延防止等重点措置等に基づく対応）
期間：令和3年4月28日（水）～5月11日（火）まで
 - ・夜間区分の利用停止 ・期間中の新規受付を停止
 - ・シルバーの平日及び土日祝の夜間派遣停止
 - ・市主催のイベント等は、原則中止又は延期
- ⑤ 5月10日（月）本部会議（まん延防止等重点措置等に基づく対応～延長）
期間：令和3年4月28日（水）～5月31日（月）まで
④の対応期間延長
- ⑥ 5月31日（月）本部会議（まん延防止等重点措置等に基づく対応～再延長）
期間：令和3年4月28日（水）～6月20日（日）まで
⑤の対応期間再延長
- ⑦ 6月18日（金）（まん延防止等重点措置区域除外に伴う対応）
 - ・令和2年11月10日（火）以降の利用制限継続
 - ・夜間利用については午後9時までを自粛要請
 - ・市主催のイベント等は、感染防止対策を十分に行えるものについては、実施を再開
ただし、午後9時までとする
- ⑧ 7月9日（金）本部会議（まん延防止等重点措置区域外への要請延長に伴う対応）
期間：6月21日（月）～8月22日（日）まで
⑦と同じ対応
- ⑨ 7月19日（月）本部会議（まん延防止等重点期間中の対応）
期間：令和3年7月20日（火）～8月22日（日）まで
 - ・夜間区分の利用停止 ・期間中の新規受付を停止
 - ・シルバーの平日及び土日祝の夜間派遣停止
 - ・市主催のイベント等は、感染防止対策を十分に行えるものについては、実施する

ただし、午後9時までとする

⑩ 7月31日（土）本部会議（緊急事態宣言期間中の対応）

期間：令和3年8月2日（月）～8月31日（火）まで

- ・夜間区分の利用停止 ・期間中の新規受付を停止
- ・シルバーの平日及び土日祝の夜間派遣停止
- ・市主催のイベント等は、感染防止対策を十分に行えるものについては、実施する
ただし、午後9時までとする

⑪ 8月10日（火）本部会議（緊急事態宣言期間中の対応）

- ・市主催のイベント等は、原則中止又は延期 ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、感染防止対策を講じる（午後9時まで）

⑫ 8月19日（木）本部会議（緊急事態宣言期間延長に伴う対応）

- ・⑩、⑪で決定された対応の期間延長～9月12日（日）まで

◇本部会議等の決定に従い、中止または延期した水谷東公民館事業等

R3.9.1 現在

事業名	実施予定時期	措置
利用者懇談会	年2回	4月は中止 9月以降実施予定
子育てサロン	通年	一部実施（6,7月）
豆の木学校	8・12月	8月は延期
子ども公民館事業	通年	中止、9月以降は未定
熟年学級	通年	全体会及びクラブ活動の一部を中止
ふれあいサロン運営事業	通年	一部活動中止
川の探検隊	6月	中止
やなせ川いかだラリー	7月	中止
パソコン相談室	通年	時期により中止
地域問題学習会	7月	延期
イエローカフェ	通年	中止 9月以降未定
水谷東文化祭	11月	中止

※実施は全て、制限付での実施

◇今後の施設運営について

①施設利用に係る制限について

『新しい生活様式』に即した施設運営

- ・部屋の利用制限（利用定員）や会食、大声をだしての活動等の禁止

②今後の事業開催について（開催予定事業等）

・利用者懇談会 ・子育てサロン ・豆の木学校 ・子ども公民館 ・熟年学級 ・ふれあいサロン運営事業 ・パソコン相談室 ・地域問題学習会 ・イエローカフェ ・家庭教育支援事業 ・音楽の夕べ・ 親子参加型事業 ・仙人体操教室 ・新規事業